

河内長野市第5次地域福祉計画

河内長野市社会福祉協議会第4次地域福祉活動計画

かわちながの
つながり・支えあい推進プラン

(資料編)

河内長野市
河内長野市社会福祉協議会

目 次

| | |
|-------------------------------|----|
| 1. 地域福祉計画について..... | 1 |
| 2. 計画策定までの取り組み..... | 3 |
| 3. 統計等からみる本市の地域福祉を取り巻く現状..... | 5 |
| (1) 人口の動向 | 5 |
| (2) 高齢者世帯の動向..... | 7 |
| (3) 支援ニーズの状況..... | 8 |
| (4) アンケートから見えてくる本市の課題..... | 11 |
| 4. 計画の基本理念とめざす姿..... | 20 |
| 5. 基本施策 | 21 |
| (1) 孤立を生まないアプローチ..... | 21 |
| (2) つながり続けるアプローチ..... | 23 |
| (3) もしもに備えたアプローチ..... | 24 |
| 7. 成年後見制度利用促進計画について..... | 33 |
| 8. 再犯防止推進計画について..... | 35 |
| 9. 計画の進行管理について..... | 36 |

1. 地域福祉計画について

本計画は、社会福祉法第107条に基づく計画で、同法第106条の5に基づく重層的支援体制整備事業実施計画を内包しています。

また、成年後見制度の利用促進に関する法律第14条及び再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく計画を内包しています。

本計画は、高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に共通する理念を柱として総合的な福祉施策の推進についての方向性を示すことから、福祉の分野別計画との調和を取った福祉分野の上位計画として位置づけられます。

さらに、市が策定する地域福祉計画と社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画とは、理念や課題を共有しながら相互に補完する必要があるため、両計画を一体的に策定します。

【参考】社会福祉法（抄）

第百六条の五 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第百六条の三第二項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画(以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

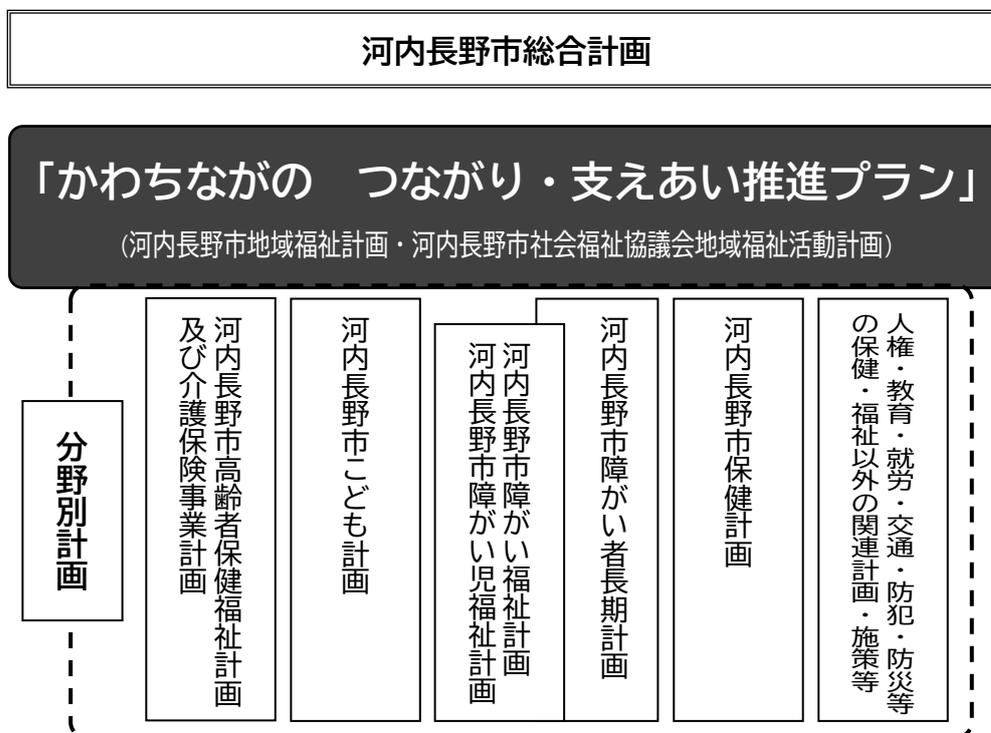
【参考】成年後見制度の利用の促進に関する法律（抄）

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

【参考】再犯の防止等の推進に関する法律（抄）

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

(1) 計画の位置づけ



(2) 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間としますが、福祉制度の改正や社会情勢の大きな変化があった場合には、必要に応じて見直します。

2. 計画策定までの取り組み

(1) 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、庁内関係各課の委員による「地域福祉計画策定委員会」において検討し、併せて社会福祉協議会と協議を重ねることで素案を作成しました。その後、学識経験者、医療・福祉関係者、地域団体等の代表者で構成される「地域福祉推進協議会」で審議を行いました。

(2) 地域ワークショップの開催

令和7年1月から令和●年●月にかけて、計画の策定過程に幅広く市民が参画する機会として小学校区ごとに地域ワークショップを開催しました。地区（校区）福祉委員会や自治会、地域まちづくり協議会、民生委員・児童委員、老人クラブなど各種団体や社会福祉施設、医療機関などからのベ●人の参加をいただき、各小学校区における新たな地域福祉活動の目標を検討しました。

実施回数：39回（各小学校区3回ずつ実施）

内容：

- ①これまでの地域福祉活動目標の振り返り
- ②各小学校区における新たな地域福祉活動の目標検討
- ③新たな地域福祉活動の目標に向けた取り組み・活動の検討

参加者数：

1回目：402人

2回目：313人

3回目：●人

(3) アンケートの実施

令和6年7月から9月にかけて、市民を対象にした「地域共生社会実現に向けた市民アンケート」及び福祉委員を対象とした「福祉委員意識調査」を実施しました。また、令和7年9月に、各施策に設定する参考指標の現状値を把握するため、L o G o フォームを活用した「地域福祉の推進に関するオンラインアンケート」を実施しました。

①地域共生社会実現に向けた市民アンケート

調査対象者：20歳以上の市民（無作為抽出）2,000名

有効回答数：708件（有効回答率35.4%）

②福祉委員意識調査

調査対象者：福祉委員及び協力員 1,032名

有効回答数：600件（有効回収率58.1%）

③地域福祉の推進に関するオンラインアンケート

調査方法：アンケートフォーム（L o G o フォーム）により実施

有効回答数：148件

(4) パブリックコメントの実施

市民ニーズを十分に踏まえながら多様な意見を反映させるため、計画に対するパブリックコメントを募集しました。

募集期間：令和●年●月●日から令和●年●月●日

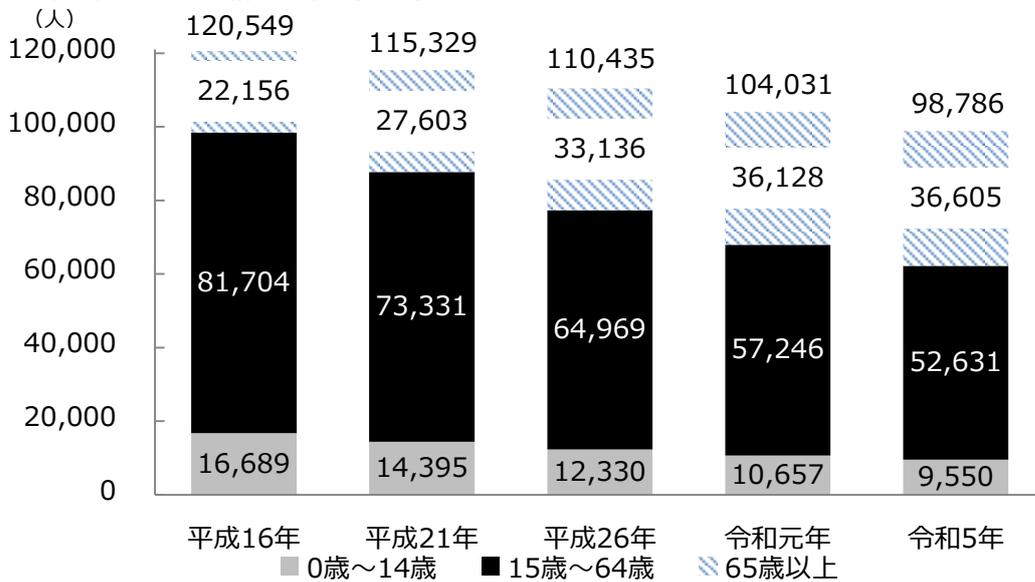
意見件数：●件

3. 統計等からみる本市の地域福祉を取り巻く現状

(1) 人口の動向

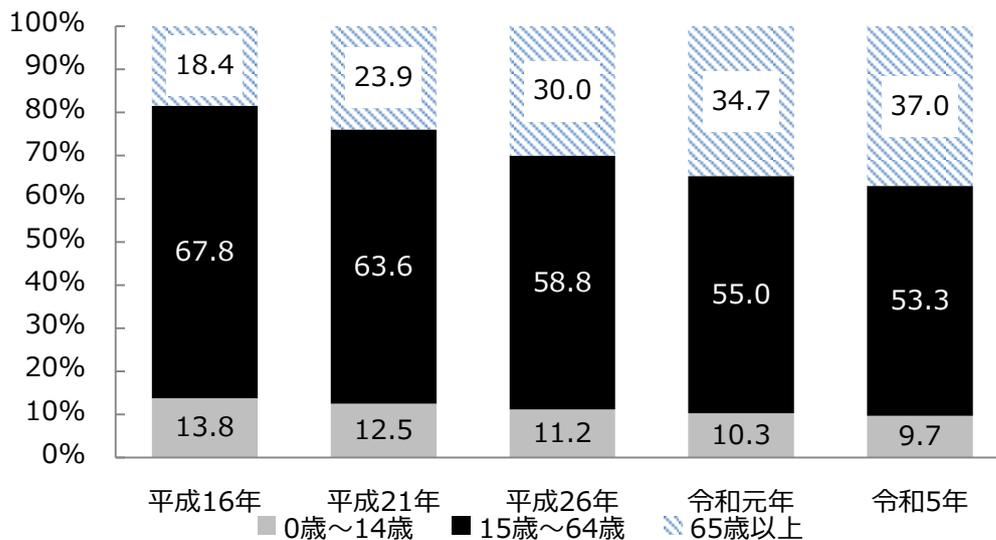
本市の人口は平成12年をピークに減少し続けています。年齢階層別人口構成をみると、65歳以上の老年人口割合は年々増加している一方で、15～64歳の生産年齢人口と0～14歳の年少人口割合は年々減少しており、市全体の高齢化率は37.0%となっています。

■ 年齢階層別人口構成比較 (数値)



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

■ 年齢階層別人口構成比較 (割合)

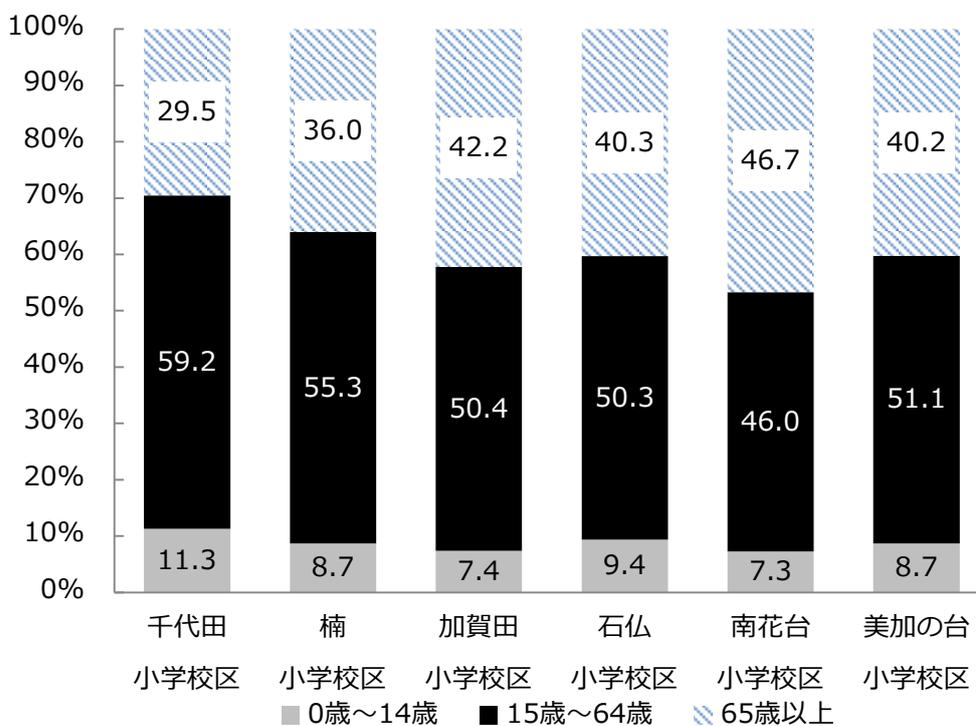
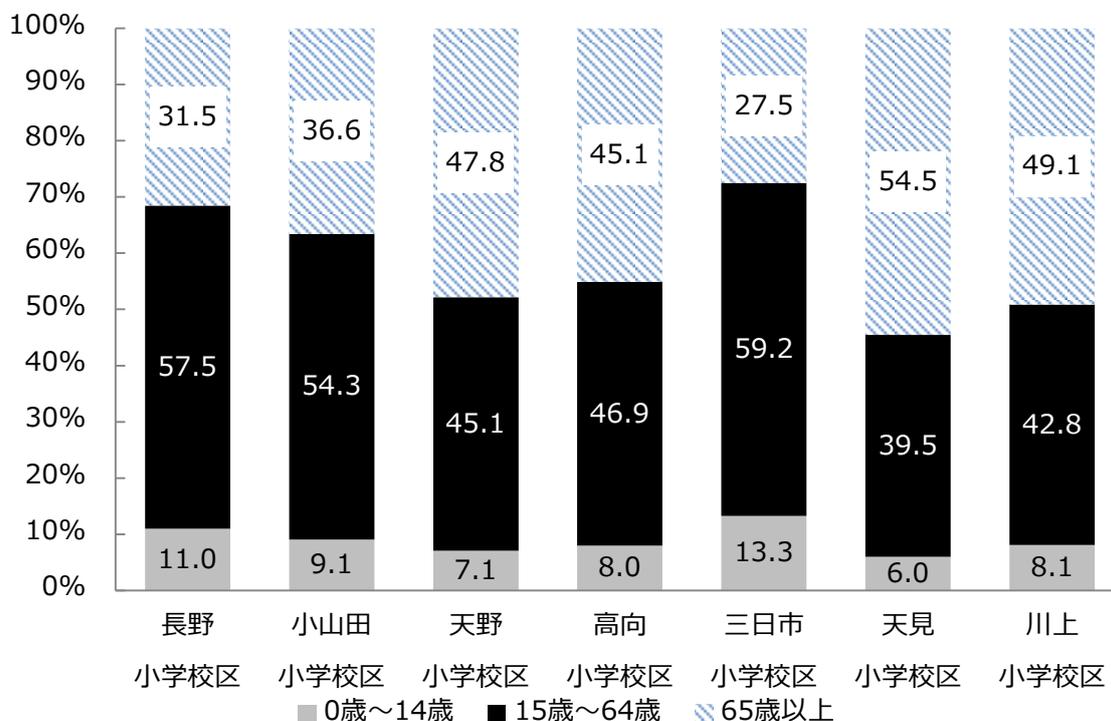


資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

※構成比合計が100%となるよう、一部端数調整を行っています。

小学校区別の校区別年齢階層別人口構成をみると、天見小学校区(高齢化率 54.5%)、川上小学校区(同 49.1%)、天野小学校区(同 47.8%)は高齢化率が特に高くなっています。

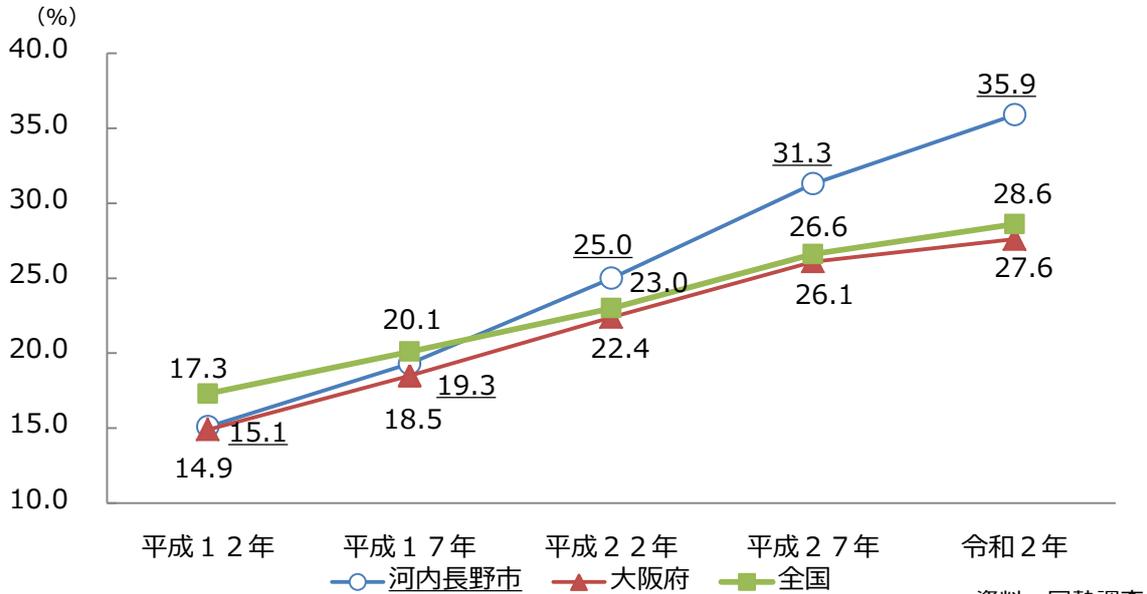
■校区別の年齢階層別人口（割合）



資料：河内長野市（令和5年度末現在）

高齢化率の推移についてみると、河内長野市、大阪府、全国のいずれも上昇傾向にあります。本市の高齢化率は平成22年以降、全国や大阪府の平均よりも高い数値となっています。

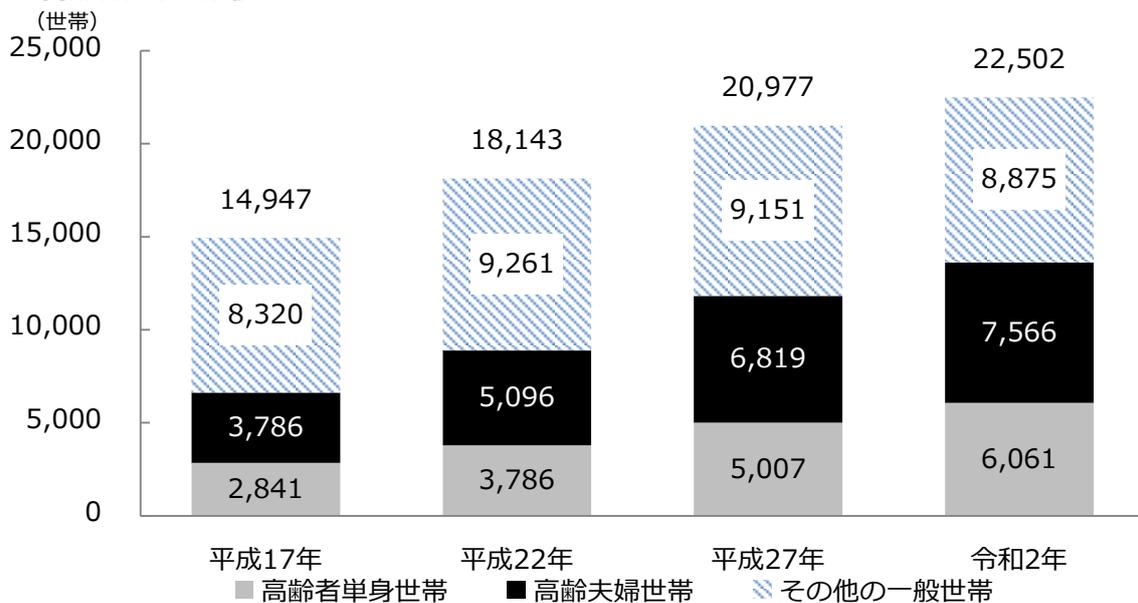
■ 河内長野市・大阪府・全国の高齢化率の推移



(2) 高齢者世帯の動向

本市の65歳以上の高齢者のいる一般世帯数は年々増加しており、令和2年で22,502世帯となっています。また、令和2年の高齢単身世帯は6,061世帯、高齢夫婦世帯は7,566世帯で、平成17年よりそれぞれ約2.1倍、約2.0倍と増加しています。

■ 高齢者世帯の推移

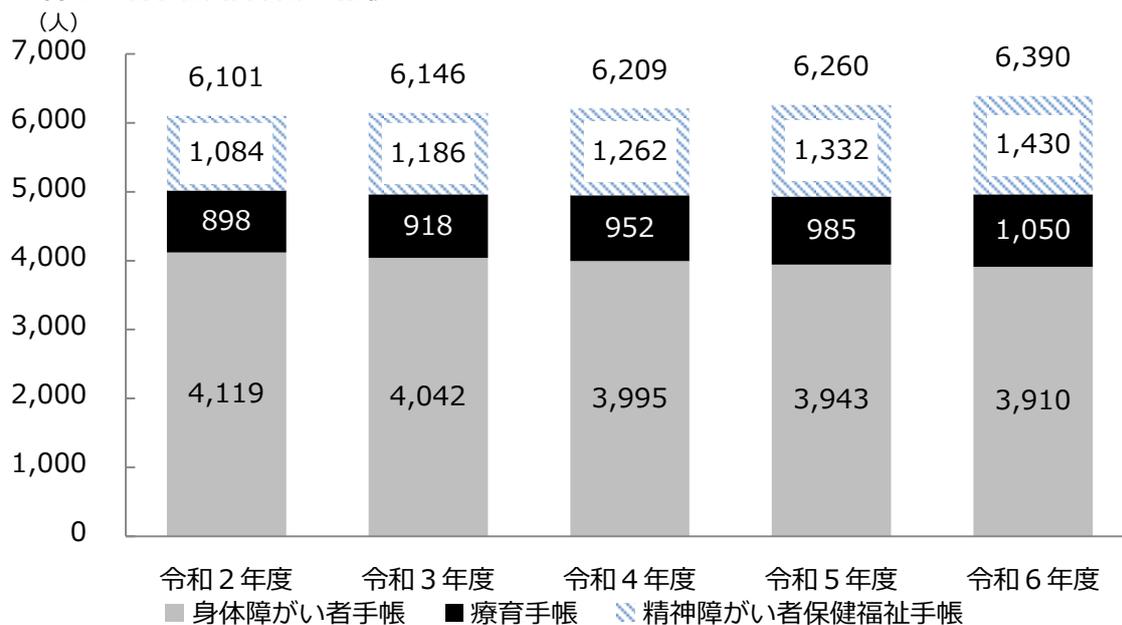


(3) 支援ニーズの状況

①障がい者に関わる状況

障がい者手帳所持者数の推移をみると、身体障がい者手帳は減少傾向、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳は年々増加傾向にあります。

■障がい者手帳所持者数の推移

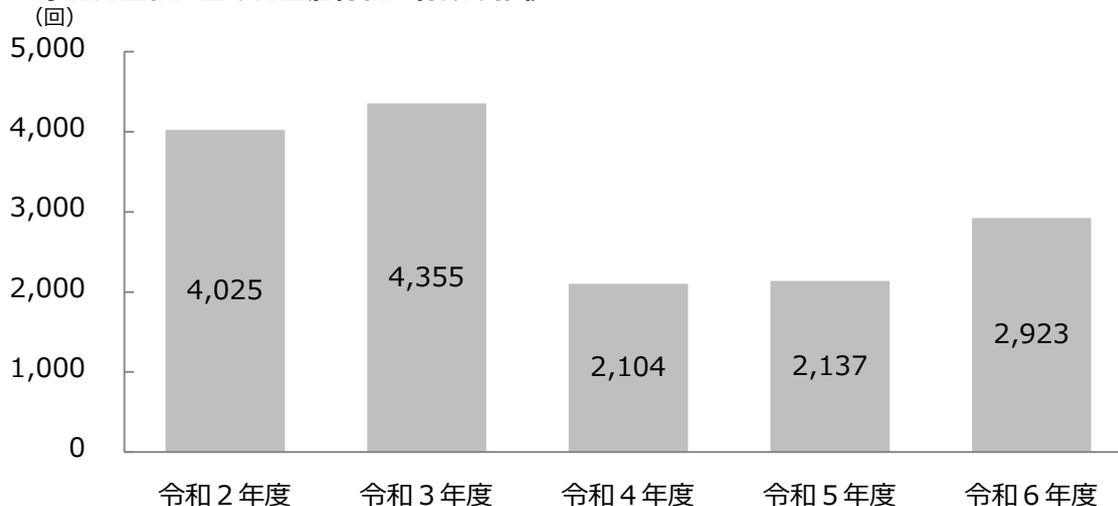


資料：河内長野市

②子どもに関わる状況

家庭児童相談室の児童虐待相談件数の推移についてみると、令和4年度に大幅減少しましたが、令和6年度は再び増加しています。

■家庭児童相談室の児童虐待相談件数の推移



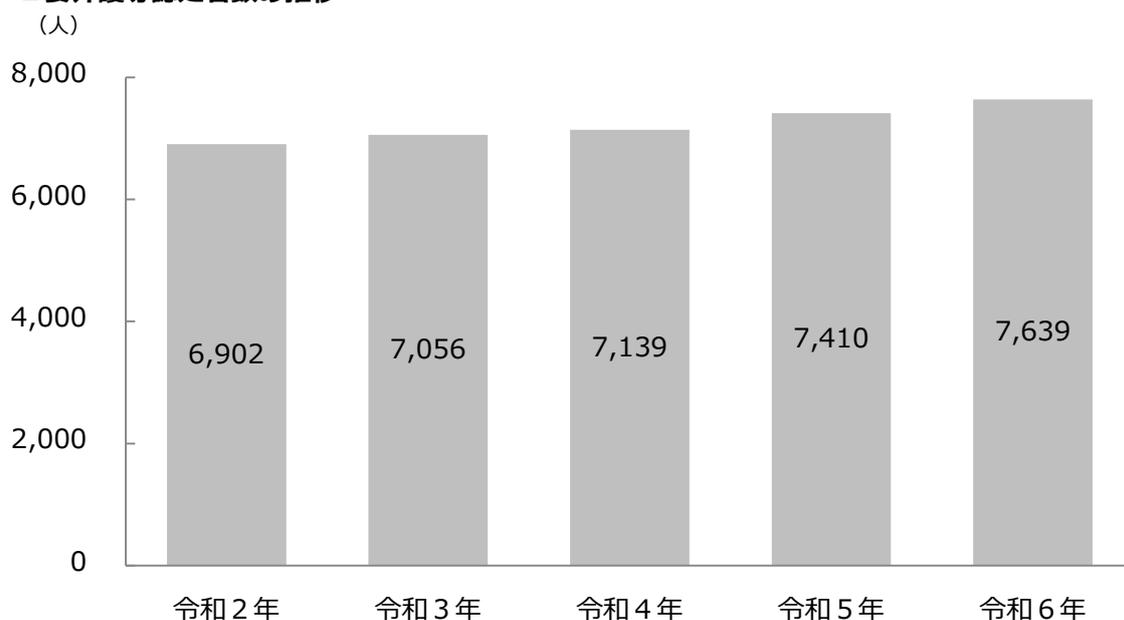
資料：河内長野市

③高齢者に関わる状況

要介護等認定者数の推移をみると、令和4年まではゆるやかに増加していましたが、令和5年以降は増加率が高くなっています。

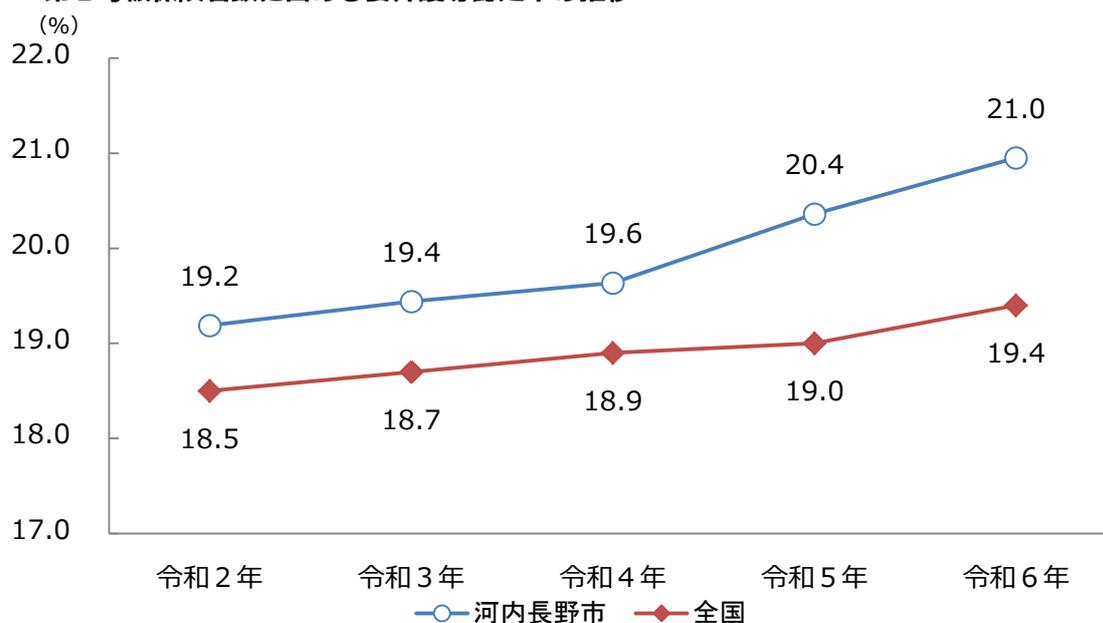
第1号被保険者数に占める要介護等認定率の推移をみると、要介護等認定者数と同様に令和5年以降上昇率が高くなっており、全国平均と比べても高い水準となっています。

■要介護等認定者数の推移



資料：介護保険事業状況報告【各年3月末】

■第1号被保険者数に占める要介護等認定率の推移



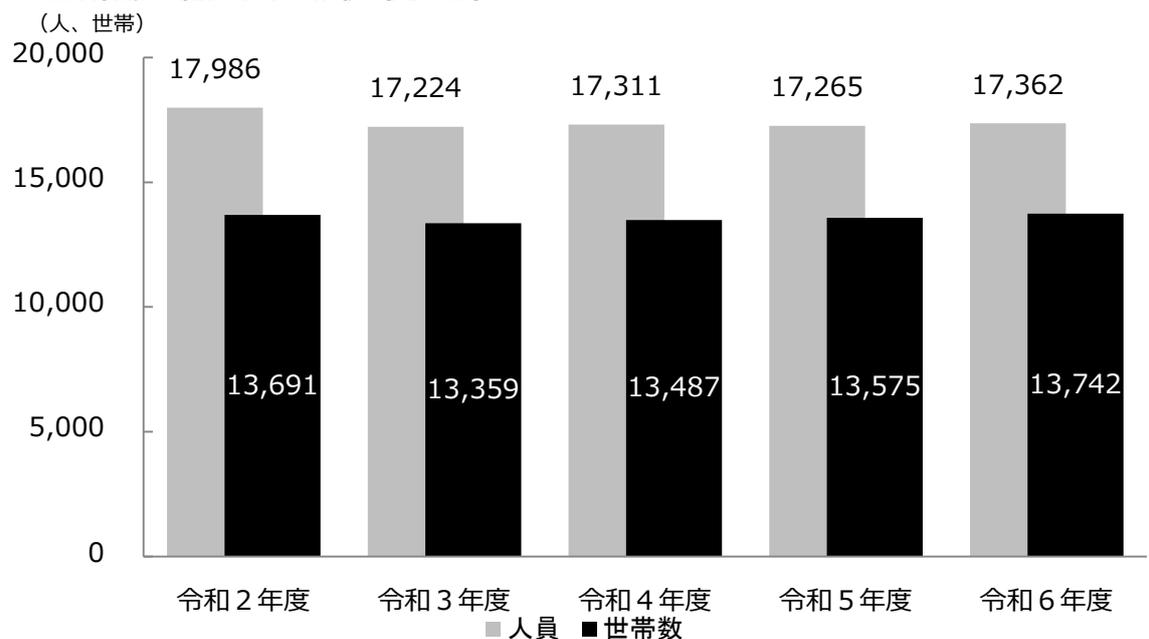
資料：介護保険事業状況報告【各年3月末】

④生活保護・生活困窮に関わる状況

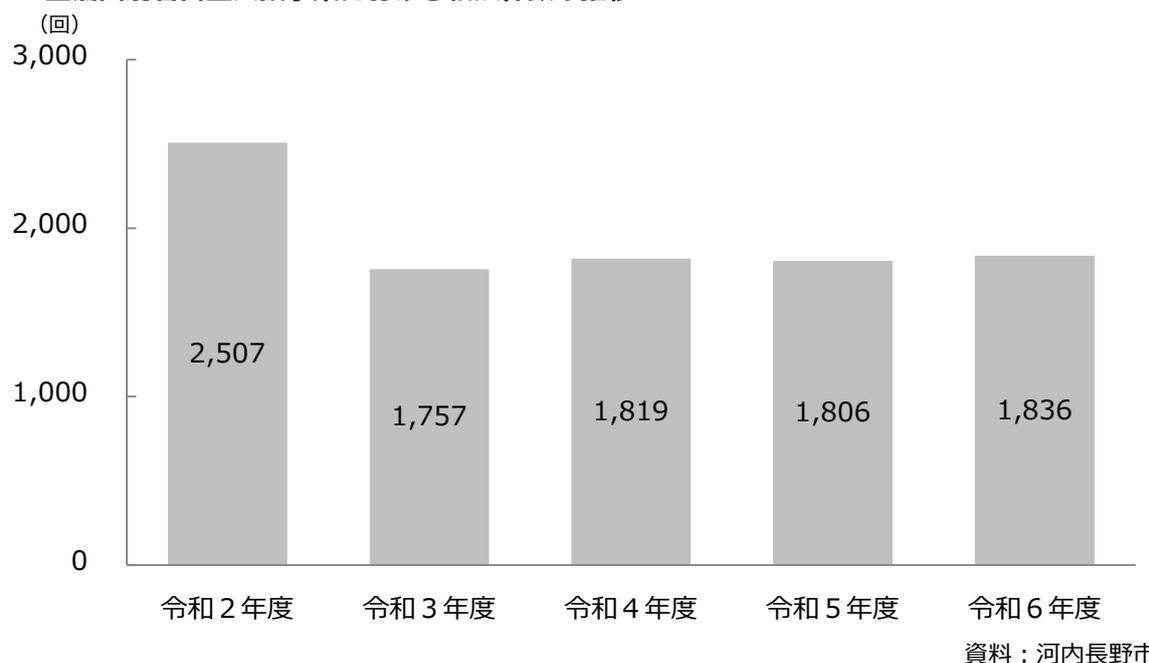
生活保護受給世帯等の推移についてみると、世帯数は年度ごとに多少の増減はあるものの、ほぼ横ばいで推移しており、人員数についても令和3年度以降ほぼ横ばいとなっています。

生活困窮者自立支援事業における相談件数についてみると、令和3年度に大幅減となりましたが、令和4年度以降はゆるやかに増加しています。

■生活保護受給世帯等の推移（延べ数）



■生活困窮者自立支援事業における相談件数の推移



(4) アンケートから見えてくる本市の課題

①調査の概要

本計画策定の基礎資料とするため、地域共生社会実現に向けた市民アンケートを実施するとともに、地域活動の担い手から広く意見聴取するため、福祉委員向けアンケートを実施しました。

| | 市民意識調査 | 福祉委員意識調査 |
|------|-----------------|----------------------------------|
| 調査対象 | 20歳以上の市民から無作為抽出 | 令和6年4月1日時点における福祉委員及び協力員 |
| 調査方法 | 郵送による配布・回収 | 各地区（校区）福祉委員長を通じ福祉委員等へ配布、郵送等による回収 |
| 調査期間 | 令和6年8月28日～9月13日 | 令和6年7月1日～9月30日 |
| 配布数 | 2,000通 | 1,032通 |
| 回答数 | 708通（回収率35.4%） | 600通（回収率58.1%） |

※アンケート調査結果における各設問の母数n（Number of caseの略）は、設問に対する有効回答者数を意味します。

※各選択肢の構成比（%）は小数点第2位以下を四捨五入しています。このため、択一式の回答については構成比の合計が100%にならない場合があります。また、複数回答が可能な設問の場合、選択肢の構成比の合計が100%を超える場合があります。

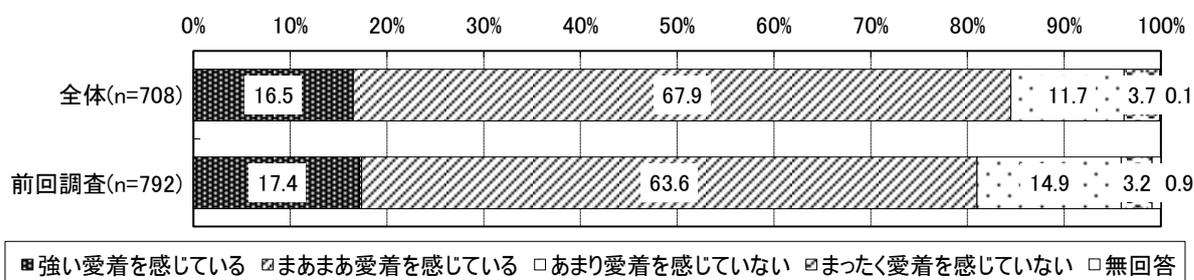
※グラフ中の数字は、特に断り書きのないかぎりすべて構成比を意味し、単位は%です。

②地域のつながりに関すること

(ア) 地域への愛着

地域への愛着についてみると、「まあまあ愛着を感じている」が67.9%、「強い愛着を感じている」が16.5%と合わせて84.4%の人が居住地域に愛着を感じています。

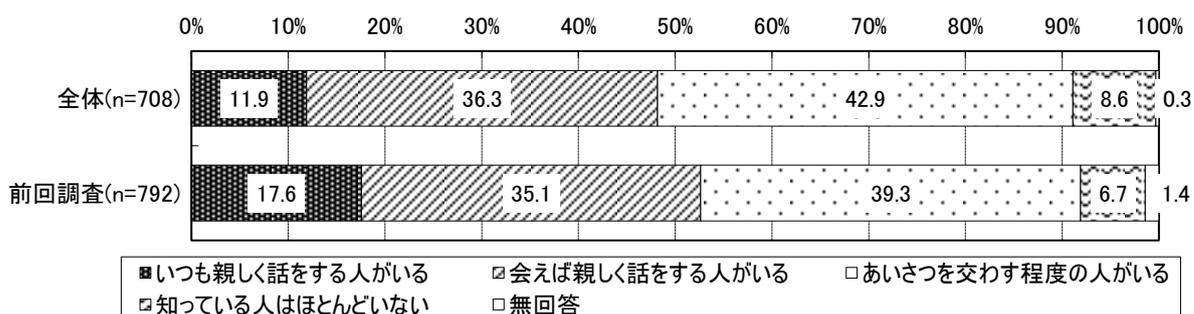
前回調査と比べると、愛着を感じる人は若干増えています。



(イ) 近所づきあいの程度

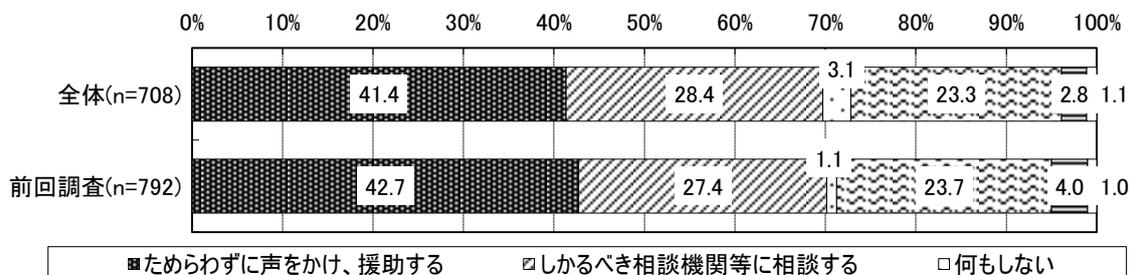
近所づきあいの程度についてみると、「あいさつを交わす程度の人がいる」が42.9%、「会えば親しく話をする人がある」が36.3%、「いつも親しく話をする人がある」が11.9%、「知っている人はほとんどいない」が8.6%の順となっています。

前回調査と比べると、「あいさつを交わす程度の人がある」「会えば親しく話をする人がある」と答える人が増え、「いつも親しく話をする人がある」と答える人が減っています。



(ウ) 地域で困っている人に出会った時の対応

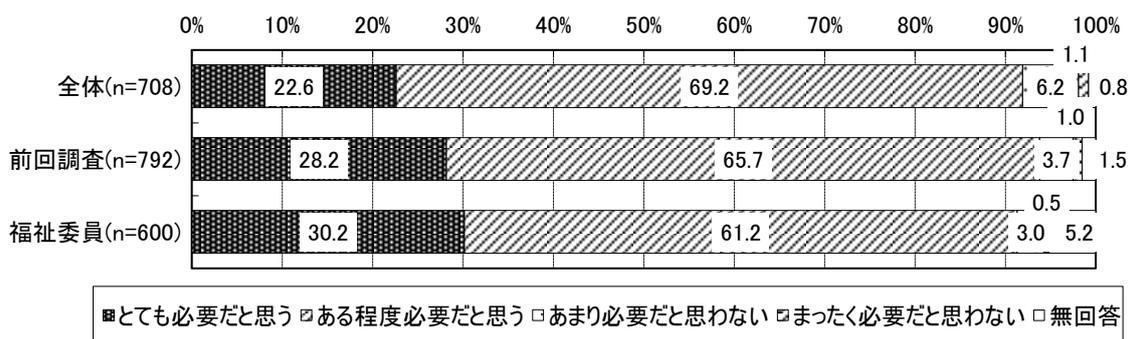
地域で困っている人に出会った時の対応については、「ためらわずに声をかけ、援助する」が41.4%、「しかるべき相談機関等に相談する」が28.4%、「わからない」が23.3%となっています。



(工) 住民相互の支え合いや助け合いの必要性

住民相互の支え合いや助け合いの必要性についてみると、「ある程度必要だと思う」が 69.2%、「とても必要だと思う」が 22.6%と、合わせて 91.8%の人が地域での住民相互の自主的な支え合い、助け合いが必要と答えています。

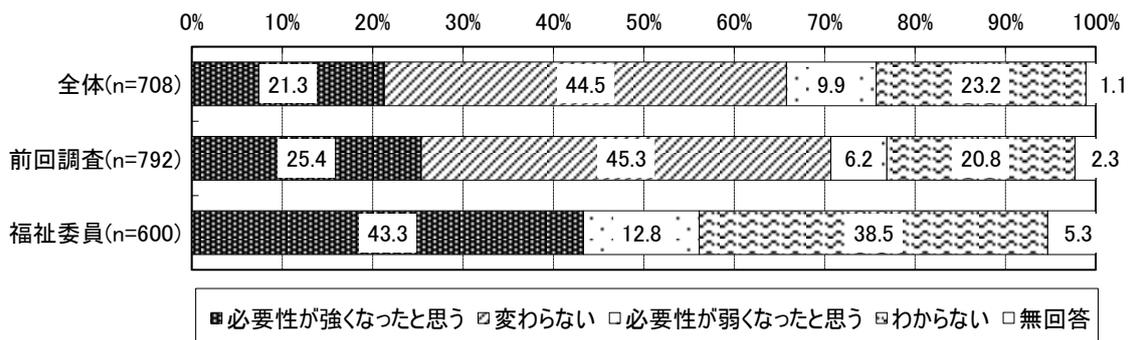
また、福祉委員調査では、「ある程度必要だと思う」が 61.2%、「とても必要だと思う」が 30.2%となっており、多くの人が必要性を感じていることがわかります。



以前（約5年前）と比べた市民相互の支え合いや助け合いの必要性の変化についてみると、「変わらない」が44.5%、「わからない」が23.2%、「必要性が強くなったと思う」が21.3%、「必要性が弱くなったと思う」が9.9%となっています。

前回調査と比べると、「必要性が強くなったと思う」と答える人が減り、「必要性が弱くなったと思う」と答える人が増えています。

また、福祉委員調査では「必要性が強くなったと思う」が43.3%で最も多く、普段から福祉活動に携わる人の方が必要性を感じていることがわかります。

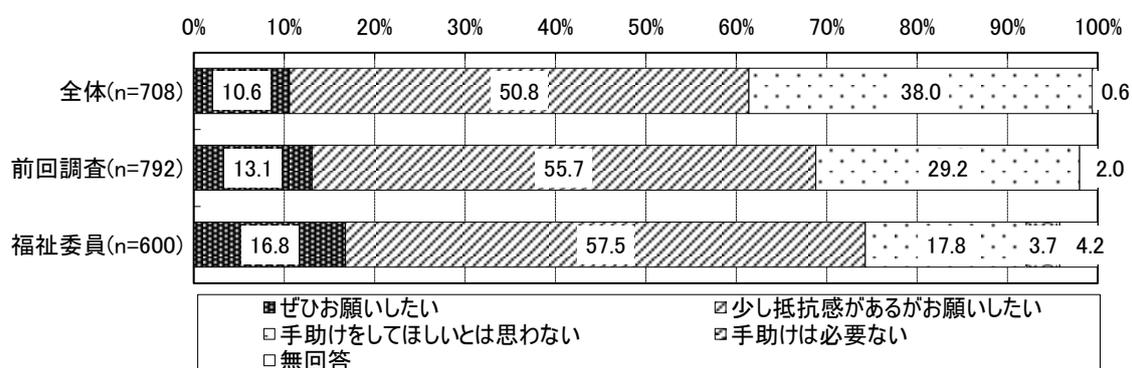


※福祉委員調査の選択肢：「必要性が強くなった」「必要性が弱くなった」「わからない」

(オ) 日常生活や災害時に支援が必要な時、近所からの手助けの必要性

日常生活で支援等が必要になった場合、近所から手助けをしてもらうことについては、「少し抵抗感があるがお願いしたい」が 50.8%、「手助けをしてほしいとは思わない」が 38.0%、「ぜひお願いしたい」が 10.6%となっており、前回調査より手助けをお願いしたいという人が減っています。

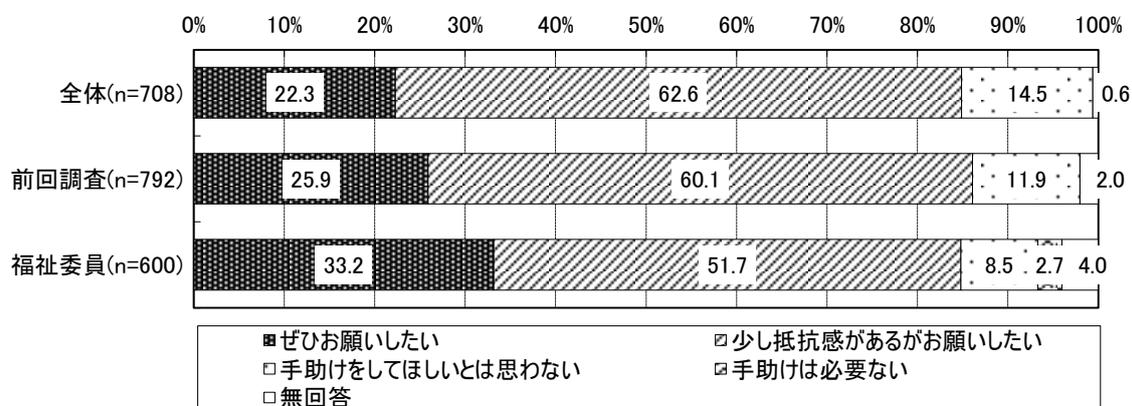
また、福祉委員調査では「ぜひお願いしたい」と「少し抵抗感があるがお願いしたい」の合計が 74.3%となっており、普段から福祉活動に携わる人の方が、抵抗感が低いことがわかります。



※「手助けは必要ない」の選択肢は福祉委員調査のみ

災害により日常生活に支障が生じた場合、近所から手助けをしてもらうことについては、「少し抵抗感があるがお願いしたい」が62.6%、「ぜひお願いしたい」が 22.3%、「手助けをしてほしいとは思わない」が14.5%となっています。

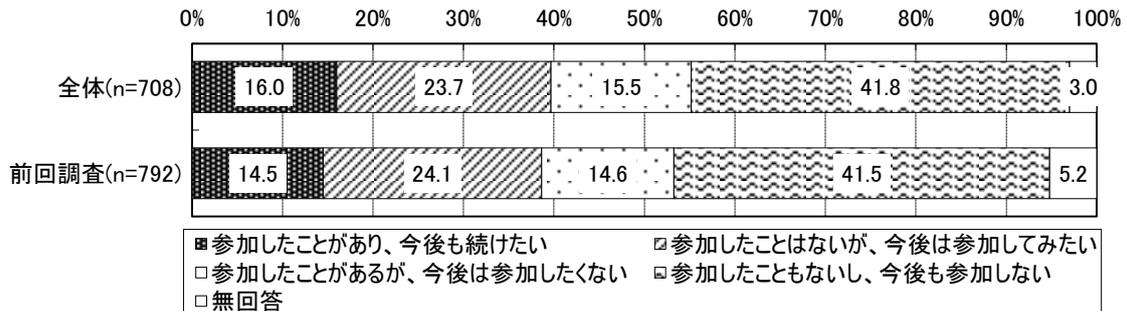
また、福祉委員調査では「少し抵抗感があるがお願いしたい」が 51.7%、「ぜひお願いしたい」が 33.2%となっています。



※「手助けは必要ない」の選択肢は福祉委員調査のみ

(カ) 各種ボランティア活動や地域活動におけるスタッフとしての参加経験

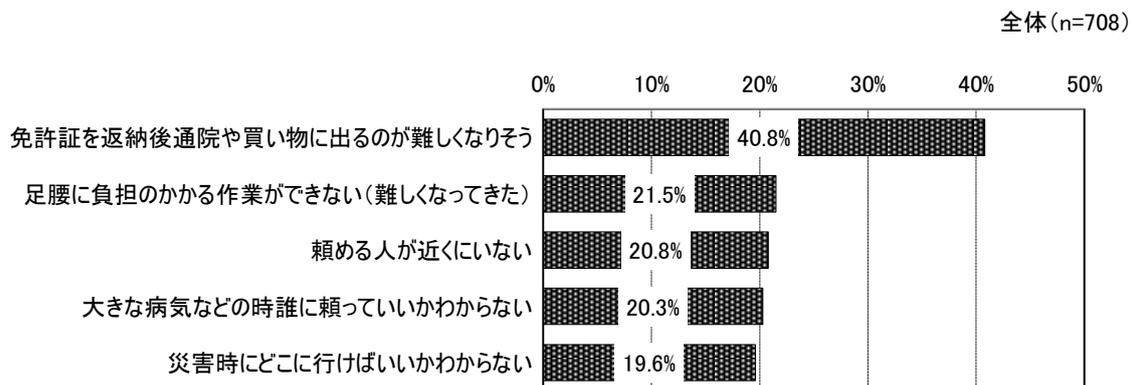
各種ボランティア活動や地域活動におけるスタッフとしての参加経験についてみると、「参加したこともないし、今後も参加しない」が41.8%と最も多く、次いで「参加したことはないが、今後は参加してみたい」が23.7%、「参加したことがあるが、今後は参加したくない」が16.0%、「参加したことがあるが、今後は参加したくない」が15.5%となっています。



③ 困りごとや相談に関すること

(ア) 日常生活で不安に感じていること（上位5項目）

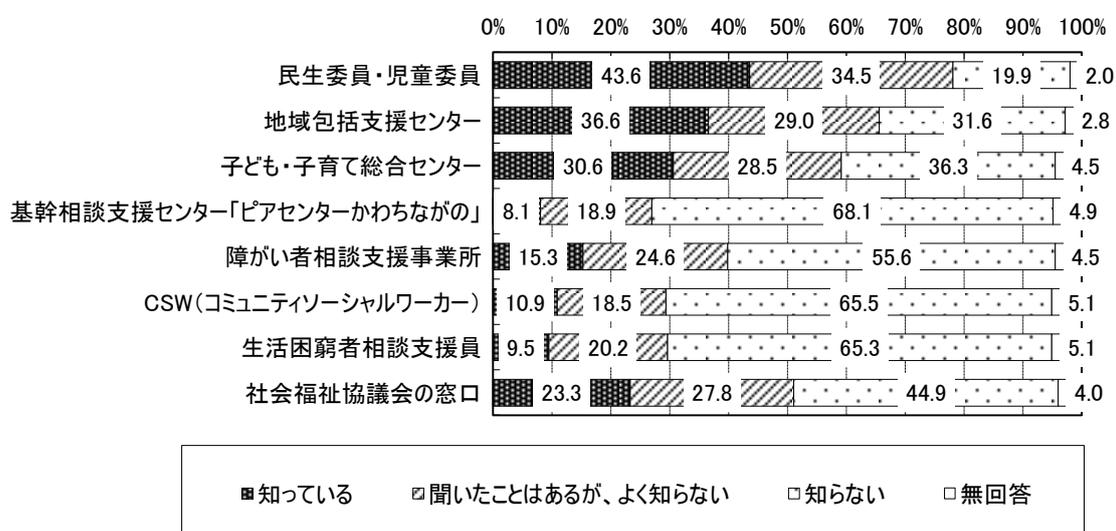
日常生活で不安に感じていることとして、最も上位に表れているのは、免許証を返納後の通院や買い物（40.8%）となっています。次いで足腰に負担のかかる作業が難しいこと（21.5%）や、頼める人が近くにいないこと（20.8%）などが表れています。



(イ) 各種相談機関の認知度

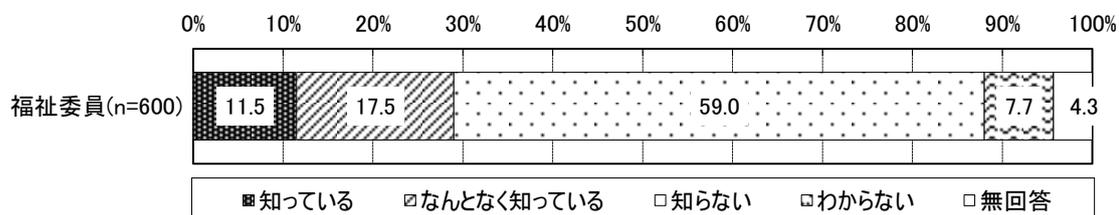
各種相談機関の認知度をみると、民生委員・児童委員が43.6%で、最も認知度が高くなっています。次いで、地域包括支援センター（36.6%）や子ども・子育て総合センター（30.6%）といった、高齢者や子育て世帯対象の相談機関についての認知度が高くなっています。反対に、基幹相談支援センターや障がい者相談支援事業所、CSW（コミュニティソーシャルワーカー）、生活困窮者相談支援員については、半数以上が知らないと回答しています。

全体 (n=708)

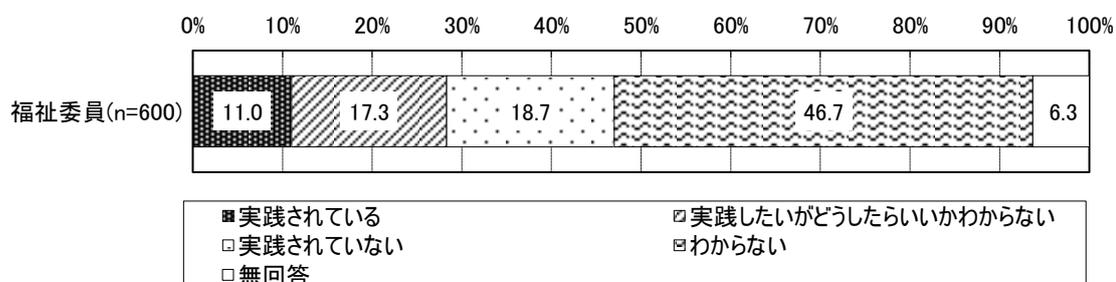


④連携に関すること

福祉委員調査において、市で実施する「重層的支援体制整備事業」の認知度をみると、「知っている」と「なんとなく知っている」の合計が29.0%となっています。



福祉委員活動の中に「地域共生社会」の考え方が実践されているかについては、「わからない」が46.7%と最も多く、地域共生社会の理念を普及する必要があることがわかります。

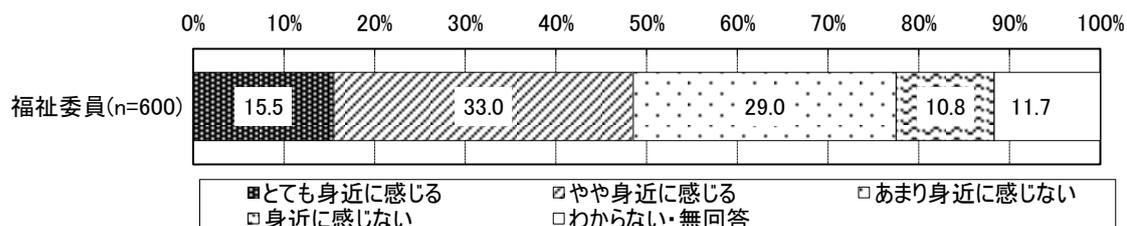


他にも、福祉委員調査における自由意見で、連携に関して以下の意見がありました。

- ・地域活動に参加される方が決まっている。参加されない方の情報が分からないため、市役所、社協、自治会等の連携が必要。
- ・自治会と福祉委員との連携が難しい。
- ・地域の福祉委員会をもっと活発化して活動を広げてゆくべき。市と地域の連携も大切。

⑤孤独・孤立に関すること

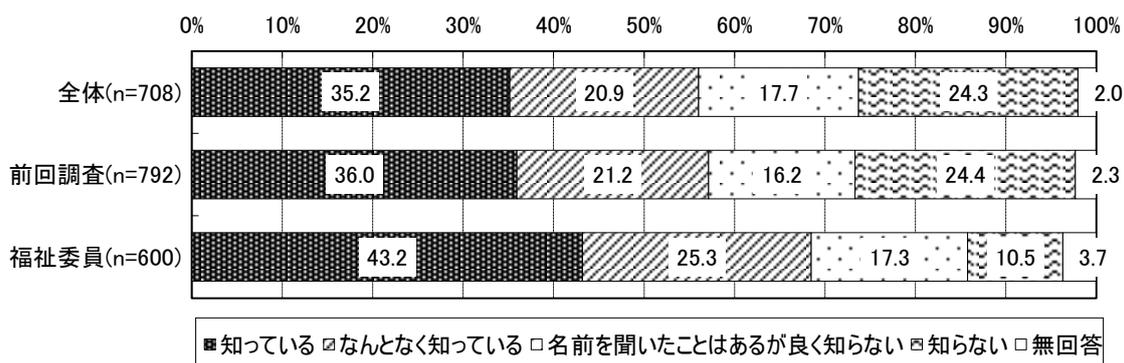
福祉委員調査において、孤立死についてみると、「やや身近に感じる」が33.0%、「あまり身近に感じない」が29.0%、「とても身近に感じる」が15.5%となっています。



⑥成年後見制度に関すること

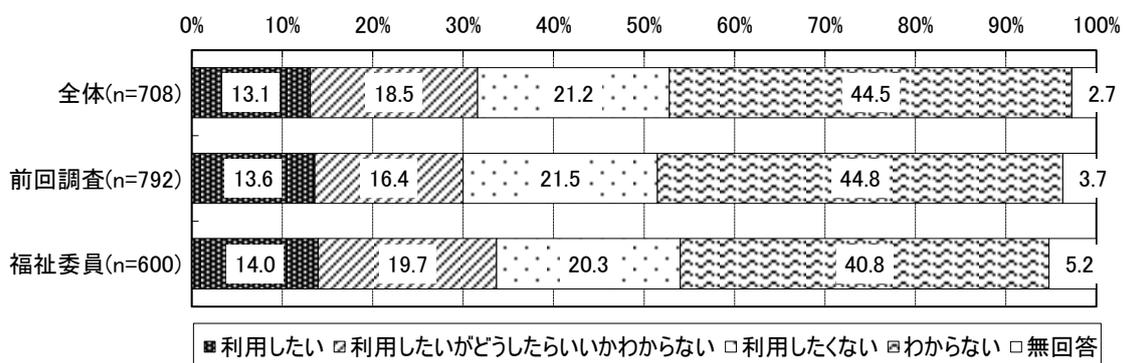
成年後見制度の認知状況についてみると、「知っている」と答える人が35.2%と最も多く、次いで「知らない」が24.3%、「なんとなく知っている」が20.9%、「名前を聞いたことはあるが良く知らない」が17.7%となっています。

また、福祉委員調査では、「知っている」が43.2%で最も多く、普段から福祉活動に携わる人の方が、認知度が高いことがわかります。



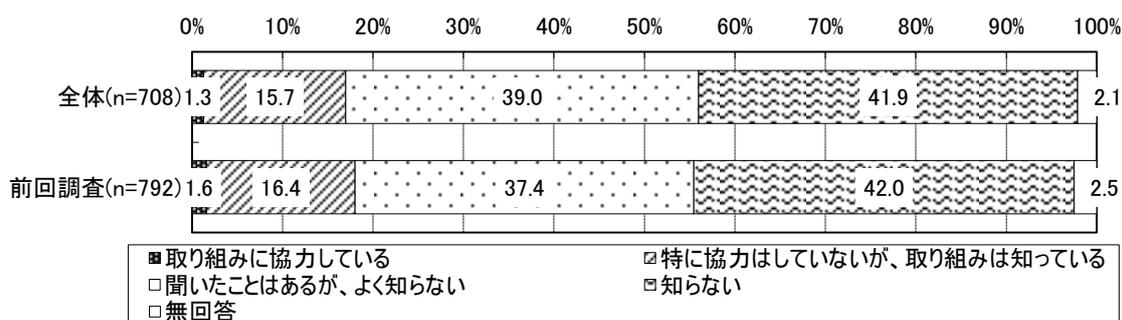
自分や家族が認知症などにより判断能力が低下してしまったときに、成年後見制度を利用しようと思うかについて、「わからない」が44.5%と最も多く、次いで「利用したくない」が21.2%、「利用したいがどうしたらいいかわからない」が18.5%、「利用したい」が13.1%となっています。

また、福祉委員調査では、「利用したい」と「利用したいがどうしたらいいかわからない」の合計が33.7%となっており、普段から福祉活動に携わる人の方が、抵抗感が低いことがわかります。

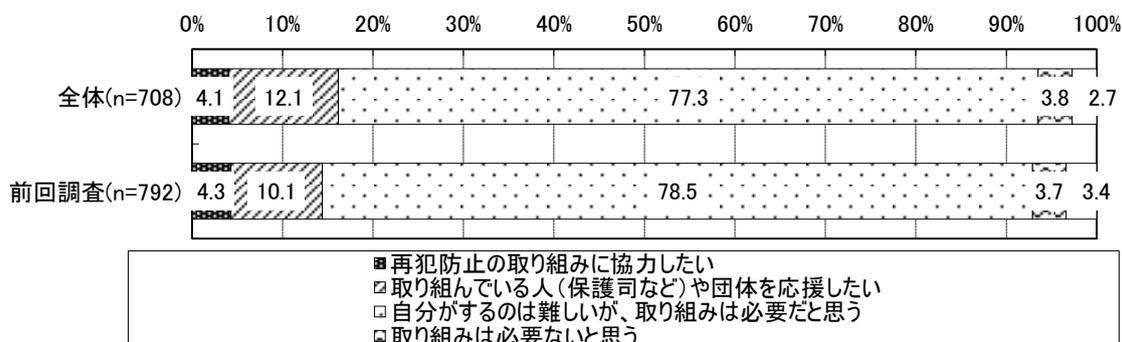


⑦再犯防止の取り組みに関すること

再犯防止の取り組みの認知状況についてみると、「知らない」が41.9%、「聞いたことはあるが、よく知らない」が39.0%と取り組みについて知らない人が多く、「特に協力はしていないが、取り組みは知っている」が24.1%、「取り組みに協力している」が1.3%となっています。



再犯防止の取り組みについて、「自分がするのは難しいが、取り組みは必要だと思う」が77.3%を占めており、次いで「取り組んでいる人（保護司など）や団体を応援したい」が12.1%、「再犯防止の取り組みに協力したい」が4.1%、「取り組みは必要ないと思う」が3.8%となっています。



4. 計画の基本理念とめざす姿

(1) 基本理念

地域福祉の推進にあたっては、市民一人ひとりの努力、住民同士の支え合い、公的なサービス・支援が、それぞれの強みを活かしながら相互に連携・協力していく関係を築くことが求められます。

また、これまでの「福祉」の枠組みにとらわれることなく、まちづくり・文化・環境・経済・防犯・防災などの分野を越えて、誰もが活躍でき、相互に支え合える地域社会をつくっていくことが重要です。

これまでも進めてきた、地域のつながりや支え合う関係の構築を基本に、誰かが困っていても「ほっとかへん。」、自分が困っていても「ほっとかれへん。」河内長野市を目指して、「つながり・支えあいがひろがる河内長野 ～「ほっとかへん。」をめざしたまちづくり～」を基本理念として掲げ、取り組みを進めていきます。

(2) 目指す姿

大人も子どもも、障がいがあってもなくても、日本人でも外国人でも、地域に暮らすすべての人がつながり、支え合いながら笑顔で暮らせるよう、以下の3つの地域社会の実現を目指し、基本目標として掲げます。

① 孤立をつくらない地域社会

誰も取り残さないネットワークを構築するとともに、孤立する人を生まない地域社会を目指します。

② つながり広がる地域社会

地域のつながる力を強化するとともに、多種多様なつながりが広がっていく地域社会を目指します。

③ 安心して暮らせる地域社会

地域ぐるみで連携した見守りのネットワークの充実を図るとともに、誰もが安心して暮らせる地域社会を目指します。

5. 基本施策

(1) 孤立を生まないアプローチ

民生委員・児童委員や福祉委員など地域住民による見守り、声掛けなどの身近な支援から、福祉各分野の支援機関による専門的な支援までを重ね合わせることで、誰も取り残さないネットワークを構築します。さらに、地域社会から孤立している人を発見、寄り添うことで地域とつなぎ、孤立する人を生まない地域社会を目指します。

【参考指標】

- ・重層的支援体制整備事業による連携進捗率（支援機関に対するアンケート評価）
現状値（R7）：79.1% 目標値（R12）：90.0%
- ・民生委員・児童委員充足率
現状値（R7）：83.7% 目標値（R12）：90.0%
- ・心配事や愚痴を聞いてくれる人がいる市民の割合
現状値（R7）：91.2% 目標値（R12）：95.0%
- ・成年後見制度の認知度
現状値（R6）：56.1% 目標値（R12）：75.0%

| 孤立を生まないアプローチ | |
|---|---|
| <p>①相談支援の充実</p> <p>高齢、こども、障がい、生活困窮をはじめとした各種相談の充実を図るとともに、分野間の連携を強化することで、包括的な相談支援体制の構築を進めます。</p> <p>・コア会議などによる、各分野共通の相談支援に関する課題解決策の検討</p> | 重 |
| <p>②民生委員や福祉委員などによる身近な支援</p> <p>民生委員・児童委員や福祉委員など身近な支援者による見守りや訪問活動を支援し、地域で孤立してしまった人の発見や、孤立の防止を進めます。また、サロンの開催や各種イベントなどを通じて、普段からのつながりづくりを促進します。</p> <p>・民生委員児童員協議会への支援、民生委員の定員充足 ・地区（校区）福祉委員会への支援</p> | |
| <p>③地域の支援者と専門職による連携</p> <p>民生委員・児童委員や福祉委員、保護司など地域の支援者と福祉の専門職の連携により、地域生活課題の早期発見・把握、早期対応を進められる体制づくりを進めます。</p> <p>・連携研修会やレビュー会議による顔の見える関係づくり、連携促進</p> | 重 |

| | |
|--|---|
| <p>④権利擁護の推進</p> <p>認知症や障がいにより判断能力が十分でない状態であっても、日常生活で不利益を被ることなく、自分らしい生活を送ることができるよう権利擁護の取り組みを推進します。【成年後見利用促進計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後見支援センターを中心としたワーキング会議での情報共有、課題検討 また、こども、高齢者、障がい者などへの虐待やDVなどの暴力を防止するため、相談・通報窓口の周知を進め、関係機関・団体と連携しながら相談支援体制の充実を図ります。 ・要保護児童対策地域協議会などによる虐待の緊急性の判断や対応方針の決定 | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">成</div> |
| <p>⑤専門職による伴走支援と社会参加支援</p> <p>必要な人に必要な情報やサービスが届くよう、自ら相談しない、できない人に対して、伴走支援を行います。また、その人を取り囲む環境の改善を目指し、家族や地域への支援も併せて行います。さらに、必要に応じて関係機関や地域の団体などにつなぐなど、支援対象者一人ひとりに対応した社会参加を促します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アウトリーチ等を通じた継続的支援 ・就労や地域活動へつなぐ参加支援 | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">重</div> |
| <p>⑥分野を越えた連携ができる体制づくり</p> <p>誰もが安心して共生できる地域社会の実現に向け、福祉分野だけでなく、商業、工業、農林水産業、防犯・防災、環境、交通、都市計画など分野を越えて連携し、地域経済・社会全体の中で、「人」「モノ」「お金」と「思い」が循環し、相互に支える、支えられる関係づくりを進めていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・HOT ネット相談員の配置による連携強化 ・HOT ネット運用による課題解決 ・重層的支援体制整備事業による福祉分野を越えた多分野での連携、地域づくりの促進 | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">重</div> |

※各施策のアイコンについて

- 重

 重層的支援体制整備事業実施計画にも位置付けられる取り組み
- 成

 成年後見制度利用促進計画にも位置付けられる取り組み
- 再

 再犯防止推進計画にも位置付けられる取り組み

(2) つながり続けるアプローチ

地域住民が主体となった支え合い活動を支援することで、地域でのつながりを強化します。また、こどもから高齢者まで多世代の地域住民に加え、地域で活動している多様な団体、社会福祉法人、民間企業などあらゆる主体が出会い、多種多様なつながりが広がっていく地域社会を目指します。

【参考指標】

- ・地域生活課題の解決に向けた話し合いの場の年間開催回数
現状値 (R7) : 26 回 目標値 (R12) : 26 回
- ・複合型生活支援サービス事業補助金交付団体数
現状値 (R7) : 7 団体 目標値 (R12) : 10 団体
- ・居場所の数
現状値 (R7) : 121 目標値 (R12) : 150
- ・福祉活動に関する啓発の回数
現状値 (R6) : 68 回 目標値 (R12) : 70 回
- ・市民の社会活動への参加率
現状値 (R7) : 95.9% 目標値 (R12) : 96.0%

| つながり続けるアプローチ | |
|--|---|
| <p>①つなげる機会づくり</p> <p>地域住民が主体となった多様な居場所づくり、ゆるやかな見守り活動、生活支援や移動支援などの支え合い活動を支援し、地域でのつながりを強化します。</p> <p>また、多様な地域活動やボランティア活動を支援し、より多くの人々が社会参加できるきっかけづくりを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域パートナー（兼生活支援コーディネーター）の配置による地域活動支援 ・ボランティア・市民活動センターによるコーディネート機能の充実 | 重 |
| <p>②多様な主体の連携促進</p> <p>地域活動を実践している各種団体や、社会福祉法人、民間企業などあらゆる主体が連携し、地域生活課題の解決に向けた活動展開につながるよう、地域ごとに多様な主体が出会い、話し合える機会を創出します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域生活課題の解決に向けた話し合いの場の開催 | 重 |

| |
|--|
| <p>③つながる人材の育成</p> <p>誰もが地域の課題に対する関心を持ち、さまざまな形で地域活動に携われるよう情報提供や学習の機会を提供します。また、福祉と人権の意識を身につけられるよう、部落問題やインターネット上の人権侵害を始めとしたあらゆる差別を許さない地域社会に向けた意識啓発や教育を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発と教育の実施 ・各種講座やボランティア体験、職場体験の推進 ・福祉学習プログラムの実施 |
|--|

(3) もしもに備えたアプローチ

災害などの緊急時にも取り残される人がいないよう、また、子どもや高齢者が犯罪や事故に巻き込まれることのないよう、地域ぐるみで連携した見守りのネットワークの充実を図ります。日頃の見守り体制の強化と防犯・防災対策を充実することで、誰もが安心して暮らせる地域社会を目指します。

【参考指標】

- ・自主防災組織化率

現状値 (R6) : 68.2% 目標値 (R12) : 100.0%

| | |
|---|----------|
| <p>もしもに備えたアプローチ</p> | |
| <p>①防災対策</p> <p>災害などの緊急時にも一人暮らしの高齢者や障がい者の安全が確保されるよう、日常的な見守り活動を推進します。また、一人で避難が難しい人に対して個別避難計画を策定し、いざという時の避難方法を確立します。さらに、引き続き自主防災組織や災害ボランティアの養成・支援を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時緊急時対策の充実 | |
| <p>②防犯対策</p> <p>防犯協議会をはじめとする地域の自主的な防犯活動を支援するとともに、消費生活センターにおいて、消費者被害防止と相談支援体制の充実を図ります。また、警察と連携し、特殊詐欺の被害防止に取り組みます。</p> <p>さらに、保護司会や更生保護女性会の活動を支援し、非行・犯罪、再犯防止と社会復帰を進めます。また、保健・福祉・医療などの各種サービスが必要な人に行き届くよう支援することで犯罪を防止するとともに、立ち直り、自立に向けた支援を進めます。【再犯防止推進計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の防犯活動や見守り活動の充実 ・消費者被害防止の啓発と相談体制の充実 ・特殊詐欺被害防止のための啓発や自動通話録音装置の無償貸与 ・再犯防止の推進 | <p>再</p> |

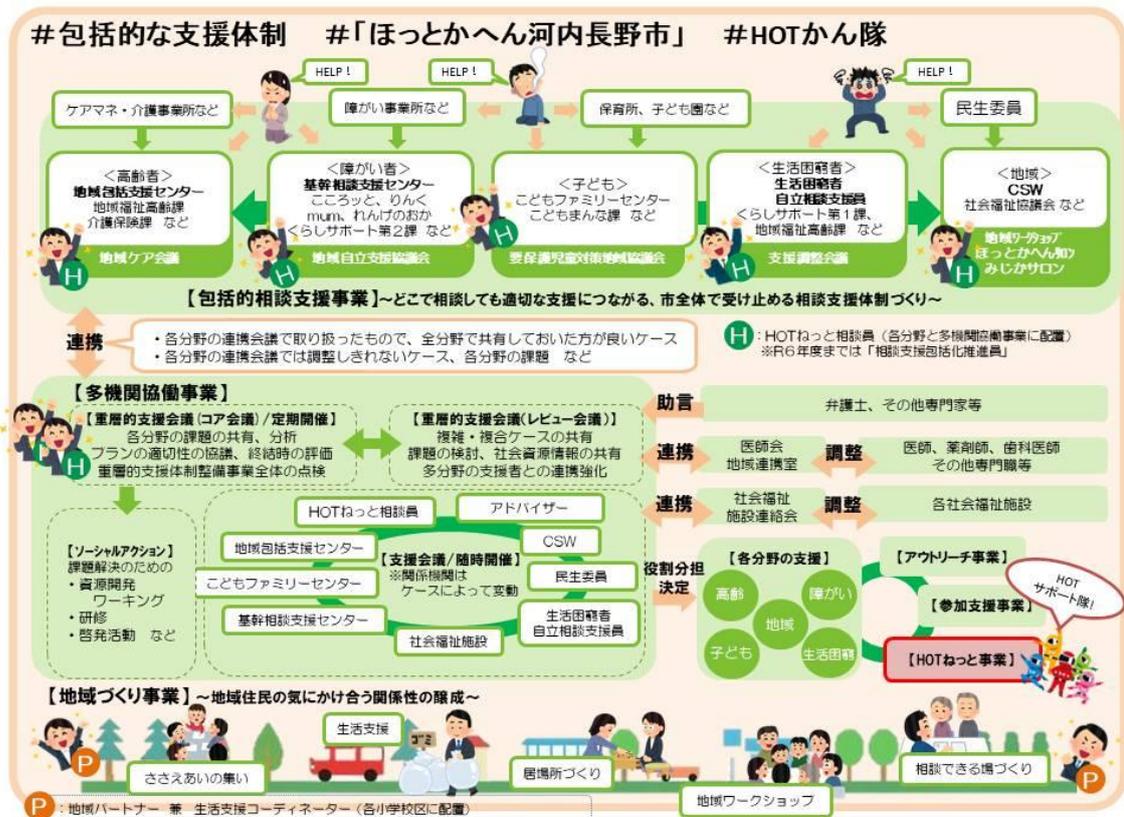
6. 重層的支援体制整備事業実施計画について

(1) 重層事業の概要

重層事業は、生活の中で直面する困難・生きづらさの多様性・複雑性に応えるものとして創設された事業になります。こうした困難や生きづらさは個々人で大きく異なるため、どのような困難や生きづらさでも支援の対象となりうるという前提で、すべての人々のための仕組みとしています。

本市では、包括的相談支援事業(断らない相談)、参加支援事業(社会とのつながりを支援)、地域づくり事業(地域住民の気にかける関係性の醸成)の3つの事業がそれぞれの役割を果たしつつ、互いに作用することを目指します。また、そのつながりや相互作用を促す役割として多機関協働事業を位置づけ、市全体として包括的な支援体制の構築を進めていきます。

■重層事業における包括的相談支援事業、参加支援事業、地域づくり事業のイメージ



(2) 包括的相談支援事業

高齢、障がい、子ども、生活困窮の各分野において、相談者の属性や相談内容に関わらず包括的に相談を受け止め、必要に応じて適切な相談支援機関につながります。

■実施体制

①設置形態

既存の分野ごとの主体(相談窓口)を活かしつつ、連携強化を図ることで、市全体で受け止める相談支援体制を構築します。

②提供体制

<包括的相談支援事業>

※法第106条の4第2項第1号のイから二までに掲げる事業

| 分野 | 事業名 | 主体(委託の有無) |
|-------|---|---|
| 高齢者 | 地域包括支援センターの運営 (介護保険法第115条の45第2項第1～3号) | 委託： 東部地域包括支援センター 中部地域包括支援センター 西部地域包括支援センター |
| 障がい者 | 障害者相談支援事業 (障害者総合支援法第77条第1項第3号) | 委託： 基幹相談支援センター |
| 子ども | 利用者支援事業(基本型、こども家庭センター型、妊婦等包括相談支援事業型) (子ども・子育て支援法第59条第1号) | 直営： こどもファミリーセンター |
| 生活困窮者 | 自立相談支援事業 (生活困窮者自立支援法第3条第2項) | 直営： 地域福祉高齢課 |

(3) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

複合化・複雑化した課題を抱えているために必要な支援が届いていない人の情報をキャッチし、本人やその家族に対して家庭訪問等による働きかけを行い、対象者と信頼関係を構築しながら必要な支援につながります。

■実施体制

※法第106条の4第2項第4号に掲げる事業

| 事業名 | 実施体制 |
|----------|--------------|
| アウトリーチ等を | 【所管課】地域福祉高齢課 |

| | |
|------------|---|
| 通じた継続的支援事業 | 【実施主体】委託：河内長野市社会福祉協議会 【配置人数】6人(CSWと兼務) |
|------------|---|

(4) 参加支援事業

既存の社会参加に向けた事業では対応しきれない方に対して、社会とのつながりづくりを行うとともに、利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングや新たな支援メニューづくり、マッチング後の定着支援を行います。

■実施体制

※法第106条の4第2項第2号に掲げる事業

| 事業名 | 実施体制 |
|--------|--|
| 参加支援事業 | 【所管課】地域福祉高齢課 【実施主体】委託：河内長野市社会福祉協議会 【拠点】1 【配置人数】6人(CSW業務と兼務) |

(5) 地域づくり事業

高齢、障がい、子ども、生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業の取組みを活かしつつ、世代や属性を超えた交流や居場所の整備を行うとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築、ニーズと取組みのマッチング等により地域における多様な主体による取組みのコーディネート等をおこないます。

■実施体制 ※法第106条の4第2項第3号のイからニまでに掲げる事業

| 事業名 | 実施体制 |
|---------------------------------------|---|
| 地域介護予防活動支援事業 (介護保険法第115条の45第1項第2号) | 【所管課】介護保険課 【実施主体】一部委託 【内容】 ・地域の集いの場に健康運動指導士等の専門職を派遣し、介護予防教室及び地域での介護予防活動の継続を支援するためのフォロー教室を実施。 ・地域での自主的な介護予防体操の集いを支援するボランティアを養成する講座や連絡会兼ステップアップ講座 |

| | |
|--|--|
| | <p>を開催。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・65 歳以上の全市民を対象とした介護予防教室を開催。 ・週1回以上介護予防活動を行う地域の団体に対し、助成金を交付。 ・街かどデイハウスに補助金を交付。 ・65 歳以上の高齢者に訪問による生活支援サービスを提供する団体に対し、補助金を交付。 |
| <p>生活支援体制整備事業 (介護保険法第115条の45第2項第5号)</p> | <p>【所管課】地域福祉高齢課 【実施主体】委託:河内長野市社会福祉協議会 【内容】 高齢者の生活支援体制の整備を進めるため、市全域(第1層)に1人、各小学校区(第2層)に 13 人の生活支援コーディネーターを配置し、地域資源の情報収集やマッチング、支え合い活動の支援や地域の関係機関との連携強化を実施。</p> |
| <p>地域活動支援センター機能強化事業 (障害者総合支援法第77条第1項第9号)</p> | <p>【所管課】くらしサポート第2課 【実施主体】委託:社会福祉法人 つばさの会 【内容】 主に精神障がい者を対象とし、相談支援専門員を配置するとともに、精神障がい者相談支援事業並びに創作的活動・生産活動の機会を提供する等の基礎的事業を実施。</p> |
| <p>地域子育て支援拠点事業 (子ども・子育て支援法第59条第9号)</p> | <p>【所管課】こどもファミリーセンター 【実施主体】直営2か所、委託4か所(社会福祉法人 川上会、社会福祉法人 たこう福祉会、NPO 法人人権教育啓発センターKEF、大阪いずみ市民生活協同組合) 【内容】 専門スタッフによる寄り添いや相談の場の提供、子育て情報の発信、育児講座の開催、一時預かり事業、主任児童委員との見守り訪問等を実施。</p> |
| <p>生活困窮者支援等のための 地域づくり支援事業</p> | <p>【所管課】地域福祉高齢課 【実施主体】委託:河内長野市社会福祉協議会 【内容】 各小学校区に地域パートナーを13人配置し、地域住民による支え合いの活性化を図り、支援が必要な人と地域とのつながりを確保できる体制づくりを実施。</p> |

(6) 多機関協働事業

各分野単独では対応が困難な複雑化・複合化した支援ニーズを有する事例について、相談支援包括化推進員を中心として、重層的支援会議や支援会議を開催し、課題の解きほぐしや支援の方向性の整理、役割分担、地域課題の抽出や検討等をおこないます。協議した支援内容について支援プランを作成し、評価を行います。

また、重層事業の方向性の確認や実績報告、連携強化のための取組みとして、全体会と連携研修会を実施します。

■実施体制

※法第106条の4第2項第5号6号に掲げる事業

| 事業名 | 実施体制 |
|---------|--|
| 多機関協働事業 | <p>【所管課】地域福祉高齢課</p> <p>【実施主体】直営＋一部委託：河内長野市社会福祉協議会</p> <p>【拠点】2</p> <p>【相談支援包括化推進員の配置人数】市職員5人、社会福祉協議会職員1人</p> |

■関係機関連携について

| | |
|-------|---|
| 全体会 | <p>【内容】 重層事業について理解を深め、事業の方向性の確認と共通認識の形成を行うため、研修及び実績報告等を実施。</p> <p>【開催頻度】年1回程度</p> <p>【参加対象】 庁内部署の所属長及び実務者、地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉委員会、後見支援センター、医師会連携室等</p> |
| 連携研修会 | <p>【内容】 庁内窓口部門の職員と支援機関との連携が円滑におこなえるよう、連携に関する研修やワーク等を実施。</p> <p>【開催頻度】年1回程度</p> <p>【参加対象】 庁内窓口部門、庁内支援部門、地域の支援機関等</p> |

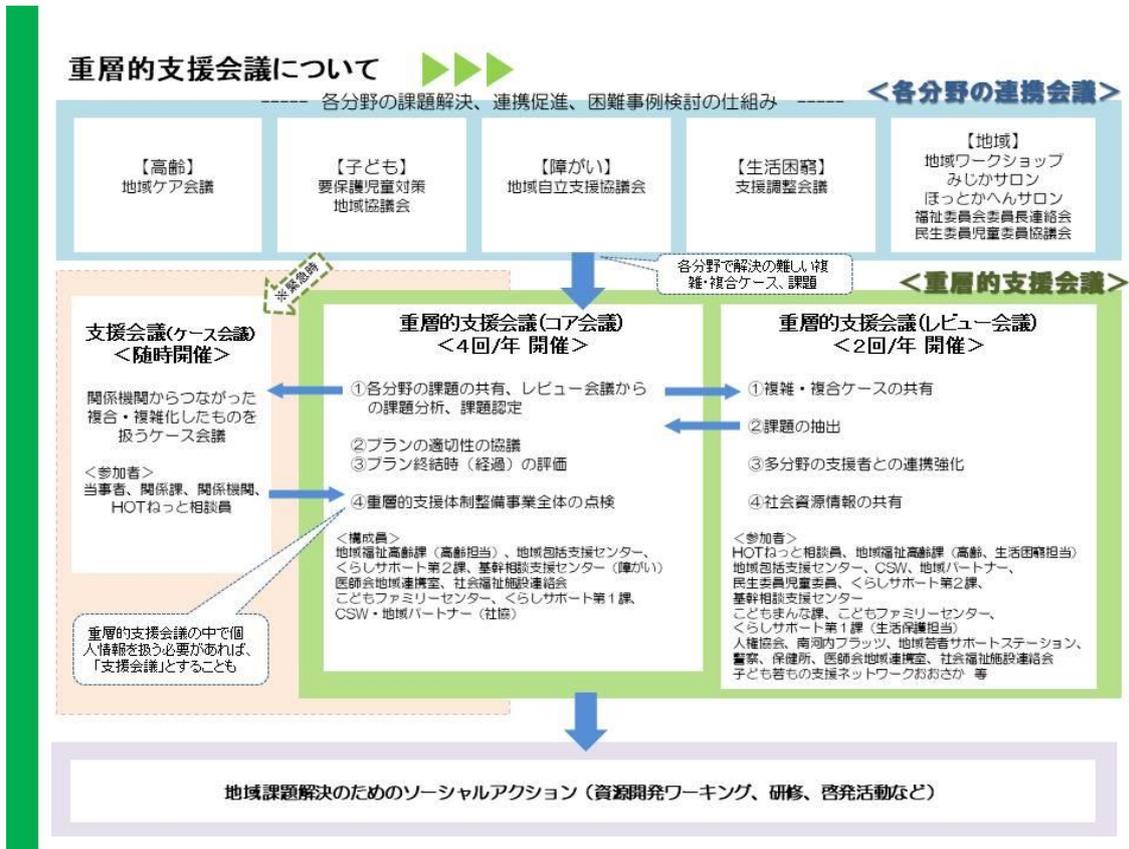
■ 重層的支援会議

複合多問題を抱えるケースについての協議やプランに関する協議、関係機関との情報共有、課題の検討等を行います。

| | |
|-----------------------------|--|
| <p>重層的支援会議 (コア会議)</p> | <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢、障がい、子ども、生活困窮の各分野の課題の共有、分析、課題認定、対応検討等 ・多機関協働事業で取り扱うケースの協議 ・プランの適切性の協議 ・プラン終結時(経過)の評価 ・重層事業全体の点検 <p>【頻度】</p> <p>年4回程度</p> <p>【構成員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉高齢課 ・くらしサポート第2課 ・こどもファミリーセンター ・くらしサポート第1課 ・医師会連携室 ・地域包括支援センター ・基幹相談支援センター ・子ども子育て総合センター ・社会福祉施設連絡会 ・社会福祉協議会(CSW・地域パートナー) |
| <p>重層的支援会議 (レビュー会議)</p> | <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多機関協働事業で取り扱ったケースの共有、課題の抽出 ・支援者同士の連携強化 ・社会資源情報の共有 <p>【頻度】</p> <p>年2回程度</p> <p>【参加者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉高齢課 ・くらしサポート第2課 ・こどもファミリーセンター ・くらしサポート第1課 ・社会福祉協議会(CSW・地域パートナー) ・民生委員児童委員協議会 ・地域若者サポートステーション ・子ども若もの支援ネットワークおおさか ・社会福祉施設連絡会 ・医師会地域連携室 ・地域包括支援センター ・基幹相談支援センター ・子ども子育て総合センター ・後見支援センター ・福祉委員 ・南河内プラッツ ・教育相談センター ・人権協会 ・保健所 ・警察 等 |

| | |
|-------------------------|---|
| <p>支援会議 (ケース会議)</p> | <p>【内容】各関係機関からつながった複合化・複雑化したケースの検討。 【開催頻度】随時 【参加者】ケース検討に必要な機関</p> |
|-------------------------|---|

■重層的支援会議イメージ

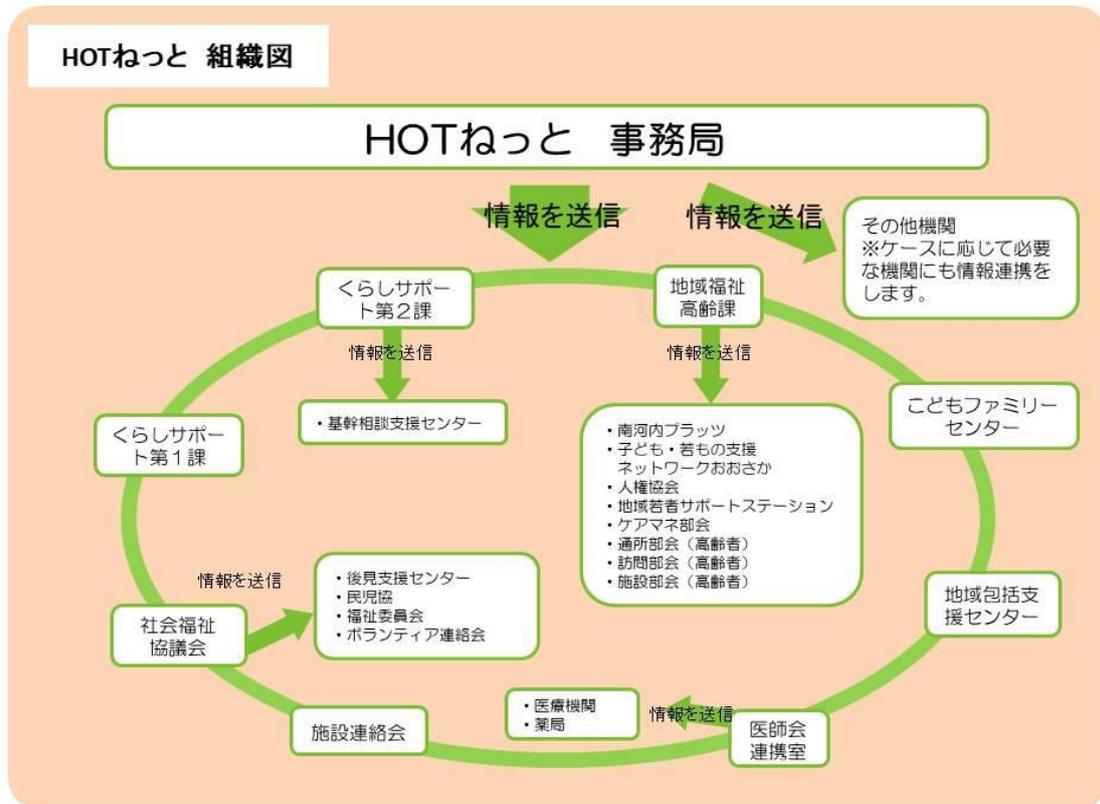


■HOTねっとについて

HOTねっととは、重層的支援会議(コア会議、レビュー会議)の中から出てきたたくさんの支援者の意見をもとに課題を抽出し、これまで支援者個人が必死に手を伸ばしてやってきた“業務外だけどやらないと仕方がないこと”を一個人でがんばるのではなく、いろんな立場の人達のネットワークを使って、できる人が、できるタイミングで、できることを、する仕組みです。

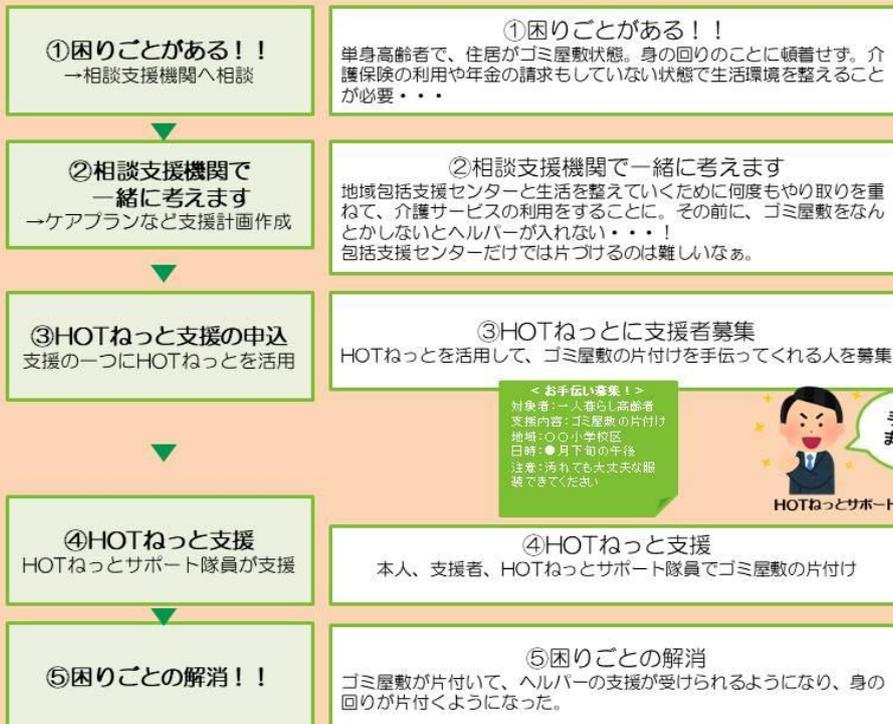
今後、この仕組みに参加する支援団体等を増やし、多様な支援者が互いに連携し合って、制度の狭間のニーズ等に安心して対応できる体制の充実を目指します。

HOTねっと 組織図



HOTねっとを使うまでの流れ

たとえばこんなケース



7. 成年後見制度利用促進計画について

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で、ひとりで判断することに不安がある方は、財産管理(不動産や預貯金などの管理、遺産分割協議などの相続手続きなど)や身上保護(介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結など)といった法律行為を一人で行うことが難しい場合があります。そのため、不利益な契約であることが分からないままに契約を結んでしまい、悪質商法などの被害にあうおそれもあります。

成年後見制度は、このような判断能力が不十分な方々の権利を守り、安心して暮らせるように支援する仕組みです。国が定めた「成年後見制度利用促進基本計画」を勘案して、本市における成年後見制度の利用の促進に関する方針を本計画に定め、取り組んでいきます。

| 施策・事業 | 内 容 |
|---------------------------------------|--|
| 権利擁護の必要とする人の早期発見や本人の意思に基づく成年後見制度の活用促進 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民や関係団体等に対して、成年後見制度の内容や相談窓口について周知・啓発を行うため、パンフレットの配布や研修会の開催等を実施し、制度を必要とする方やその家族が、自らの意思により制度の理解と活用を進められるよう支援します。 ・ 自治会や民生委員・児童委員等の地域関係者、行政機関、地域包括支援センター、基幹相談支援センター等の相談支援機関、医療機関や金融機関等と、後見支援センター（中核機関）を中心としたチーム支援体制を構築し、本人や家族、本人の支援者が早期に相談や制度活用につながるよう支援します。 |
| 成年後見制度に関する相談支援の強化 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門職団体との連携を強化し、相談支援機関が専門的な助言を受けられる体制整備・強化に努めます。 ・ 親族後見人・市民後見人等が安心して活動できるよう、後見支援センターによる日常的な相談支援や、必要に応じた専門職への橋渡しを行います。 ・ 日常生活自立支援事業の活用を含めた支援策の検討や、成年後見制度への円滑な移行を図るため、後見支援センターと日常生活自立支援事業との連携を推進します。 |
| 成年後見制度の利用促進 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉、行政、医療、専門職等の関係機関による地域連携ネットワークを構築し、「チーム支援」の推進や地域課題の共有・解決に向けた「協議会」を開催し、制度利用の促進を図ります。 |

| | |
|---------------------------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人や親族による後見申立てが困難または適切でない場合には、市長申立てを適切かつ迅速に行える体制整備に努めます。 ・ 低所得者に係る申立て手続き費用や後見人等の報酬費用の負担軽減方策について検討します。 |
| <p>成年後見制度の担い手の育成・活躍支援</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民後見人を養成し、フォローアップ研修や交流会を開催するなど、継続的な活動支援に取り組みます。 ・ 市民後見人にふさわしいケースを判断するため、家庭裁判所との連携や受任調整会議を開催し、積極的な市民後見人の受任を推進します。 ・ 地域課題やニーズに対応するため、簡単な意思決定支援など、新たな分野での市民後見人の活躍の場を検討します。 |

8. 再犯防止推進計画について

誰もが安心して暮らせる地域社会を実現するためには、犯罪や非行の繰り返しを食い止める再犯防止対策を推進する必要があります。

犯罪や非行をした人たちが、地域社会で孤立することなく生活を送ることができるよう、再犯防止と社会復帰を進めるための本市における方針を本計画に定め、取り組んでいきます。

| 施策・事業 | 内 容 |
|----------------|---|
| 更生保護活動や啓発活動の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・保護司会や更生保護女性会の活動を支援し、非行・犯罪、再犯防止と社会復帰を進めます。 ・保護司が安全に活動できるよう、公共施設を面接場所として利用するための環境整備を行います。 ・犯罪や非行の防止と罪を犯した人の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする「社会を明るくする運動」を推進します。 |
| 人権啓発と教育の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・福祉と人権の意識を身につけられるよう、部落問題を始めとしたあらゆる差別を許さない地域社会に向けた意識啓発や教育を推進します。 |
| 保健医療・福祉的支援の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・保健・福祉・医療などの各種サービスが必要な人に行き届くよう支援することで犯罪を防止するとともに、立ち直り、自立に向けた支援を進めます。 |
| 相談支援の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・高齢、こども、障がい、生活困窮をはじめとした各種相談の充実を図るとともに、分野間の連携強化を進めることで、包括的な相談支援体制の構築を進めます。 |

9. 計画の進行管理について

本計画を効果的に推進するため、PDCA サイクルに基づく進行管理を行います。また、各年度における評価については、行政評価のほか外部（学識経験者や関係団体など）の視点を取り入れ、計画の実効性を確保します

